

平成31年3月27日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第6号議案 古賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

民間企業に対する長時間労働の是正措置に合わせ、超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるにあたり必要な条例の一部改正を行うもの。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

1. 時間外勤務は、基本的に月45時間以内かつ1年360時間以内で上限を設定すること。
2. 大規模災害への対応など、重要な業務であって、緊急に処理することを要する業務に従事する職員または従事していた職員に対しては、上限時間を超えて時間外勤務を命ずることが可能であること。
3. ただし、この上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証をしなければならないこと。
4. この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【質疑・意見】

当該時間外勤務の分析・検証は誰が行うのかとの問いに、所属長がその時間外勤務を命じた際に行った業務内容や時間外勤務を行わざるを得なかった理由等について任命権者に報告することで要因分析をすることのこと。

職員団体と上限1カ月45時間という協定を結ぶのかとの問いに、民間企業における労働者とは異なり、三六協定のような労働基準法にもとづく協定を結ぶ必要はないが、職員団体とは協議を行っていくとのこと。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第7号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

労働基準法における時間外等の割増賃金の規定が、地方公務員にも適用されることから、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法の規定に基づいたものに改めるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

1. 市職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、これまで国家公務員に準拠し、給料月額と地域手当を合算したものに12をかけたものを、1週間当たりの勤務時間に1年間の週数である52週をかけた、2,015時間で割って計算していたものを変更するということ。
2. 労働基準法第37条の規定が地方公務員にも適用されるため、分母にあたる部分を、2,015時間から祝日及び年末年始の時間数を引いた時間で割ることで算出されるようになること。
3. 平成31年度から、この改正が適用された場合、平成30年度と比較して、平均で約9%増加することになるとのこと。
4. この条例は平成31年4月1日から施行する。

【質疑・意見】

なし

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第24号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

本市を含む構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理するこの組合について、構成団体の脱退および加入に伴い、組合を構成する地方公共団体の数を増減し、規約の一部を変更するもの。

【質疑・意見】

なし

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。